

府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金
候補事業選定委員会設置要領

(目的)

第1 府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）において、市民から応募のあった事業について、厳正かつ公平に選定するため、府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金候補事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2 委員会は、市民から応募のあった事業について、厳正かつ公正に審査及び評価を行い、本補助金の一次審査通過事業として選定する。

(組織)

- 第3 委員会は次に掲げる者（以下「委員」という。）のうち2人以上をもって組織する。
- (1) 協働共創推進課長
 - (2) 政策課長
 - (3) 上記のほか課長の職にある者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、協働共創推進課長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員長は、第1項第3号に掲げる者のうち、市民から応募のあった事業に関係すると判断した課の課長を選任することができる。
- 6 前項の規定において、委員長が選任したものが審査に参加できないときは、その職務を代行するにふさわしいと認めるものを選任することができる。
- 7 委員長は、第1項に掲げる者のほか、必要に応じて委員を選任することができる。

(任期)

第4 委員の任期は、本補助金の一次審査通過事業の選定の日までとする。

(招集)

第5 委員会は、委員長が招集する。

(選定方法)

第6 審査は、本補助金の応募者（以下「応募者」という。）がその提案についてのプレゼンテーションを行うものとし、各委員が「可」又は「不可」の判定及び別表に定める一

次審査選定基準表による採点を行うものとする。

- 2 前項の規定において委員の過半数が「可」と判定し、かつ、全委員の点数の平均が6割を超える者を一次審査の通過者として選定する。
- 3 第1項の規定において、第3条第6項により選任された者が、提案についてのプレゼンテーションに参加できない場合は、別表に定める一次審査選定基準表による書面審査を行い、その内容を第2項に規定する判定及び点数に含めるものとする。

(事務局)

第7 委員会の事務を処理するため、市民協働推進部協働共創推進課に事務局を置く。

(秘密の保持)

第8 委員は、審査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要領に定めるものを除き、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和6年4月23日から施行する。

別表

府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金
候補事業選定基準

審査項目	審査の視点（ポイント）	得点
公益性	・ 府中市民にとって、より良いまちづくりに繋がる提案であるか。 ・ 特定の人々の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。	/10
公金支出の妥当性	・ 市が金銭的に支援する意義のある事業であるか。 ・ 市の施策に反する内容でないか。 ・ 個人情報漏洩や事故等のトラブルリスクを防ぐ工夫がなされているか。	/10
実現可能性	・ 計画が妥当であるか。 ・ 計画を実現できる体制（人材面・資金面）を有しているか。 ・ 目標額に達しなかった場合の資金計画が妥当か。	/10
合 計		30

2 採点基準

満点	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	評価対象外
10点	9・8点	7・6点	5点	4・3点	2・1点	0点